

※枠内を記入してください

令和 5 年度 事務所、事業所または家屋敷に関する市民税・県民税申告書

相模原市長 あて

年 月 日

Form with fields for: 現住所, 1月1日現在の住所, フリガナ, 氏名, 生年月日, 大・昭平・令, 年 月 日, 電話番号, 職業, 個人番号

市内に有する次の物件につきまして、地方税法第317条の2第8項及び相模原市税条例第14条第2項の規定により申告します。

Table with columns: 事務所、事業所または家屋敷の所在地, 種類, 屋号(店舗名), 開(廃)業年月日. Includes rows for property details and a summary row for 前年中の合計所得金額 and 扶養親族等の状況.

この申告書は賦課期日(その年の1月1日)現在、相模原市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、相模原市に住所を有していない人、住所がある区とは別の区に事務所、事業所、家屋敷を所有している人に申告していただくものです。
上記にあてはまる人には、市民税・県民税の均等割が課税されます。

市記入欄

Table with columns: 本人番号, 本人身分, 代理番号, 代理身分, 代理権

Table with columns: 納賦引, 新変引, 変新引, 無引. Includes rows for 91所得, 均割, and 審査.

Table with columns: R, 年度, ×, 非, 本

Grid for N, S, M entries with 12 columns and 3 rows.

Decision and Review boxes: 決定, 審査

## 事務所、事業所または家屋敷に関する市民税・県民税申告の手引き

次に該当する人は、事務所、事業所有課税または家屋敷課税の対象となるため、「事務所、事業所または家屋敷に関する市民税・県民税申告書」の提出が必要となります。

1. 賦課期日(その年の1月1日)現在、相模原市外に居住している人で、相模原市内に事務所、事業所または家屋敷を有する場合
2. 賦課期日(その年の1月1日)現在、相模原市内に居住している人で、お住まいの区とは別の区に事務所、事業所または家屋敷を有する場合

### 申告書の記入等について

- ① **申告者となるのは、市(区)内に事務所、事業所または家屋敷があり市(区)外に居住している人です。**
- ② 別紙の記入例を参考に、太枠の中を記入してください。
- ③ 国外に居住しているなど、申告者本人で申告書への記載ができない場合は、市(区)内に居住している家族が代筆することができます。  
(その場合は、申告者となるべき人に、申告をする旨を伝えてください)
- ④ 相模原市内に、複数の事務所、事業所または家屋敷がある場合は、それぞれの所在地を記入してください。  
市内の各区をまたいで複数の事務所、事業所または家屋敷がある場合は、それぞれの区ごとに市民税及び県民税の均等割を負担していただくこととなります。

### 必要書類

- ① 「事務所、事業所または家屋敷に関する市民税・県民税申告書」
- ② 個人番号カードまたは通知カードなどの個人番号確認書類及び運転免許証などの身元確認書類  
(郵送で提出する場合はコピーを添付してください)

#### 【送付先・連絡先】

相模原市役所 市民税課 賦課班  
〒252-5277  
相模原市中央区中央2丁目11番15号  
電話 042-769-8221(直通)